平成２５年（フ）第５６８８号
東京都町田市高ケ坂1826－３　公社住宅Ａ154
破産者　渡邊　　壽
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５８０１号
東京都足立区中川２丁目21－３－205
破産者　大越　皇聖
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５９９３号
東京都葛飾区東四つ木３丁目25―10
破産者　伊嶋　　進
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２６８号
東京都世田谷区千歳台２丁目40－６　エコーハイムＢ―101
破産者　瀬戸　清和
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３３２号
東京都板橋区東坂下１丁目６―10―612、開始決定時の住所東京都板橋区坂下１丁目２―10―203
破産者　岡野　秀一
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３７７号
東京都荒川区東尾久５丁目46―15
破産者　尾崎　　浩
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７５号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮４丁目23番地の２
破産者　株式会社埼玉パーツセンター
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７６号
埼玉県さいたま市見沼区東大宮４丁目28―７―510
破産者　佐藤　圭一
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１８号
東京都港区芝４丁目３番２号313
破産者　株式会社大日プリンティング
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１１９号
東京都北区十条仲原４丁目21－６
破産者　瀬古　明良
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１２１号
東京都千代田区三崎町２丁目20番７号　水道橋西口会館705号
破産者　株式会社ＨＲｓｏｆｔ
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１２２号
東京都調布市深大寺東町１丁目３－７―101
破産者　牛久保浩法
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１２５号
群馬県高崎市南大類町1358番地９
破産者　有限会社ヘルメスインターナショナル
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１２７号
群馬県高崎市貝沢町752　フォーレス伍番館101
破産者　塩入千亜紀
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１７６号
東京都墨田区業平２丁目１番９号
破産者　有限会社ヒットワン
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８０号
東京都新宿区神楽坂３丁目２番12号
破産者　株式会社ギヴアンドテイク
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１８１号
東京都北区王子５丁目２－５―917
破産者　遠藤　和人
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７１９９号
東京都足立区青井６丁目25―23
破産者　尾形　圭朗
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３７号
東京都練馬区東大泉３丁目19番10号　ケーエスハイム107
破産者　有限会社佐久総合企画
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３８号
埼玉県所沢市北有楽町２―14―603　第２幸豊マンション
破産者　佐久間勝孝
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２３９号
埼玉県所沢市北有楽町２―14―603　第２幸豊マンション
破産者　佐久間利佳
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７２４２号
東京都足立区西伊興４丁目11番23号
破産者　株式会社三雲住建
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部